

平成 13 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 取締役社長 飯田 吉平
(コード番号 6995 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 砂河 亮介
T E L (0587)95 - 5211

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ (商法第 210 条ノ 2 に基づく取締役に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成 13 年 5 月 16 日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第 210 条ノ 2 の規定に基づいて取締役に譲渡するために自己株式を取得することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資するため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

平成 13 年 6 月 26 日(火曜日)開催予定の当社第 54 回定時株主総会終結時に在任する取締役 21 名。

(2) 譲渡する株式の種類
当社額面普通株式

(3) 譲渡する株式の数
取締役 21 名に対し合計 205 千株を上限とする。ただし、各取締役に対する譲渡株式数の上限は 15 千株、下限は 5 千株とする。

(4) 1 株当たりの譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額(1 円未満の端数は切り上げる)とする。

ただし、その価額が権利付与日の終値の価額を下回る場合には、当該終値の価額とする。なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、1 株当たりの譲渡価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株式を発行(転換社債の株式への転換、新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により 1 株当たりの譲渡価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{調整後 1 株当り譲渡価額} = \text{調整前 1 株当り譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成 15 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。

(6)権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役の地位を失った後も、付与契約に定めるところにより、これを行行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人が付与契約に定めるところにより、これを行行使することができる。その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する付与契約に定めるところによる。

3.自己株式の取得の内容

- (1)取得する株式の種類 当社額面普通株式
- (2)取得する株式の総数 205千株を上限とする。
(発行済株式総数に対する割合0.27%)
- (3)株式の取得価額の総額 3億3千万円を上限とする。

(注)上記の内容については、平成13年6月26日開催予定の当社第54回定時株主総会において、「当社取締役に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上